



「ストップ・リニア訴訟」の第8回口頭弁論後の集会 19日、国会内

生活・環境壊すリニア

認可取り消し訴訟 原告が陳述

東京地裁

180/21 赤穂
JR東海が進めるリニア中央新幹線の認可取り消しを国に求めている「ストップ・リニア訴訟」の第8回口頭弁論が19日、東京地裁（古田孝夫裁判長）であり、傍聴席が満員となった法廷で東京と神奈川に住む原告が工

事による被害への不安を陳述しました。

東京都品川区に住む井上八重子さんは、工

事によって自然や生活の環境が壊される懸念を陳述。トンネル工事予定地から環境基準を大幅に超える土素が出ているのにJR東海が具体的な対応を示していないとして、「重大な生活環境破壊をもた

らす危険がある」と告発しました。

川崎市麻生区の伊藤清美さんは、地下トンネルを掘るための立て坑掘削予定地の周辺に、介護施設や幼稚園などがあると指摘。工事車両の増加による渋滞・事故の増加、大気汚染、宅地価の下落などの問題を挙げて、「受忍限度を超え、もはや

人権問題だ。工事を止めるには法の裁きしかない」と訴えました。

弁論後、同訴訟原告団と「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」は国会内で、「リニア工事談合事件の徹底解明と工事中止を求める集会」を開きました。

大手ゼネコン4社による談合の疑惑をめぐり、川村晃生原告団長は東京地裁に徹底究明を求めると報告。フリーズジャーナリストの横田一さんが講演し、野党が国会で安倍土建

政治を追及してほしいと語りました。沿線自治体からの参加者は「地権者から地盤沈下の危険などへの不安が高まっている」「ゼネコンが肥えて、私たちの財産権や生存権が脅かされる政治を変えよう」と訴えました。

リニア工事「健康被害懸念」

認可取り消し訴訟、麻生の原告

180/20

リニア中央新幹線の建設を巡り、国の認可取り消しを求める訴訟の口頭弁論が19日、東京地裁で開かれた。ルート上にある川崎市麻生区の住民で原告の伊藤清美さん（76）が意見陳述し、「工事は長期にわたり、福祉や教育施設がある住宅地域の中心部の工事で、健康被害や日常の平穏な生活が奪われる」と取り

消しを求めた。

伊藤さんが取り上げたのは同区東百合丘3にある東百合丘非常口工事。JR東海によると、非常口

は深さ約100メートル、直径約36メートルと巨大で、すでに着工。2020年9月に終了する予定で、その後、リニア中央新幹線の工事が続く。

住宅街で病院や老人ホームがあるほか、小中学校や大学もある文教地区と指摘。地盤沈下や工事車両の通過で、交通渋滞や大気汚染によるぜんそく発症など健康被害が懸念され、「受忍限度を超え、もはや人権問題だ」と訴えた。

同中央新幹線は2027年の品川～名古屋間の開業を目指す。沿線の住民が16年5月に国の決定取り消しを求めて提訴。計画では県内では川崎市内など約40キロを走る。

伊藤さんは、現場周辺は

（高木和男）